

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
に関する意見募集の結果について

令和7年3月31日

こども家庭庁成育局成育環境課

こども家庭庁成育局保育政策課

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（仮称）」について、令和7年1月17日（金）から令和7年2月15日（土）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。
なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	小規模保育事業は制度上新しいことから幼稚園等と比べ勤続年数が長くはなり得ない（それにより給与平均も高くなり得ない）ことなど、保育士を目指す学生や一般の保護者にとって、数値が誤った解釈をされないように十分配慮して公開してほしい。また、事業累計によって指標の値に差がでることは避けられないような注意書きを閲覧者が見えるところに表記すべき。	御意見として承ります。

その他 8 件、今回の改正とは関係のない御質問等をいただきました。